

## 京都府災害救助資源配分計画の策定について

### 1 概要

- ・災害救助法<sup>\*1</sup>(H30.6一部改正)に基づき、内閣府から京都市が救助実施市<sup>\*2</sup>に指定(R2.4.1付け)されたことに伴い、京都府災害救助資源配分計画を策定した。

### 2 目的・趣旨

- ・大規模災害が発生し、京都市を含む複数の市町村に災害救助法が適用された場合に、府の連絡調整の下で、公平な救助を迅速に実施するため、資源配分方法、京都市との役割分担、平時及び災害発生時の連携体制等を定めたもの。

### 3 資源配分計画の主な内容

#### (1)対象資源

- ・食料、飲料、生活必需品のほか、その輸送手段や必要な人材等、発災後に連絡調整が必要となる全ての資源

#### (2)資源配分方法

- ・京都府は、災害救助法適用後速やかに、京都市及び関係団体等と連携し、被害情報等から推定した避難者数、被災者数、被災家屋数等に基づき、資源配分の調整を行い、市町村毎の配分資源を定めた供給計画を作成する。

#### (3)事業者等への要請に係る分担

- ・京都府と京都市は、特に定める場合を除き、それぞれが事業者等に資源の発注、委託等の要請を行う。

#### (4)京都市以外の市町村への支援

- ・京都市は、府の要請により、災害発生時の被災状況に応じて、自らの資源を活用し、他の市町村を支援する。

#### (5)応援に係る求償及び費用負担

- ・他府県や府内外の市町村の応援に伴う費用負担が発生した場合、京都市の受援分は京都市が負担する。

#### (6)平時の取組

- ・発災時の連絡調整の実効性を担保するため、京都府災害救助資源配分連絡会議を設置するとともに、府、京都市及び関係団体による訓練を実施する。

### 4 資源配分計画策定を踏まえた対応

#### (1)京都府地域防災計画への反映

#### (2)資源配分連絡会議のメンバーの選定、開催

(参照資料)

※1:災害救助法の概要は【資料2-3】

※2:救助実施市制度の概要は【資料2-4】